

(公印・契印省略)

統計委第14号
令和5年9月27日

総務大臣
鈴木淳司 殿

統計委員会委員長
椿 広 計

諮問第177号の答申
学校基本調査の変更について

本委員会は、諮問第177号による学校基本調査の変更（令和6年度以降に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 承認の適否

令和5年8月1日付け5文科教第769号により文部科学大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「学校基本調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

2 理由等

○ 報告を求める事項（調査事項）の変更

（1）年齢別入学者数・卒業者数の把握（高等教育機関）

ア 本調査では、従前から、高等教育機関に係る年齢別入学者数又は年齢別卒業者数について、大学、大学院及び短期大学に係る年齢別入学者数のみを把握していたが、本申請では、高等教育機関に該当する全ての学校種について、横断的に年齢別入学者数及び年齢別卒業者数を把握するため、調査事項を追加する計画である（下表参照）。

（注1）

学校種	調査票様式	調査事項	現行	変更後
大学、大学院、短期大学	第8～10号	年齢別入学者数	○	○
	第30号	年齢別卒業生数	-	◎
高等専門学校	-	年齢別入学者数	-	- (注2)
	第30号	年齢別卒業生数	-	◎
大学通信教育 (大学・大学院・短期大学)	第12号	年齢別入学者数	-	◎
		年齢別卒業生数		
専修学校	第14号	年齢別入学者数	-	◎
		年齢別卒業生数		

[凡例] ○：継続して把握、◎：本申請により追加

(注1) 本申請では、これに伴い、集計事項についても変更する計画である。

(注2) 高等専門学校については、入学する生徒のほとんどが15歳であることから、年齢別入学者数の追加は行わず、年齢別卒業生数の追加のみ行う。

イ これについては、次の①～③に掲げる理由から、適当である。

- ① 高等教育機関に係る入学者数及び卒業生数について、文部科学省は、従前から、OECD（経済協力開発機構）が作成している国際統計である「Education at a Glance」（略称はEAG、邦題は「図表でみる教育」）へのデータ提供として、入学者及び卒業生それぞれの合計数を提供していた。しかしながら、OECDは、各国に対して、かねてから年齢別の情報提供を求めている。今回の変更は、この詳細なデータ提供を可能にするものであり、また、国際機関への統計データの提供拡大を取り組むべき施策の一つとしている「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）^(注3)の趣旨にも沿うものであること。
- ② 就業者を対象とするリスキリング（学び直し）が政策課題となる中、学校種や専攻別に、年代ごとの社会人進学状況を把握できることは、分野・年代別の支援策等を検討する上で有用と考えられること。
- ③ 今回の変更により、高等教育機関に該当する各学校においては、報告者負担は増加するが、文部科学省は、各学校に対して事前に記入可能性の確認を行い、多くの学校から対応可能である旨の回答を得ていること。また、同省は、従前から本調査の記入負担軽減のために、報告者が保有する学生、生徒の名簿情報を基に年齢区分別の学生、生徒数を算出する「集計ツール」を報告者に提供しているが、同ツールについて今回の変更を織り込む改善を予定しており、それによる報告者の記入支援を引き続き行う予定であること。

(注3) 公的統計の整備に関する基本的な計画（令和5年3月28日閣議決定）（抄）

第2 公的統計の整備に関する事項

3 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備、国際比較可能性の向上、国際貢献

(2) 国際比較可能性の向上、国際貢献

(略) OECD等の国際機関への統計データの提供拡大に向けた検討を行うなど、国際比較可能性の更なる向上に向けた取組を進める。

(2) 学科ごとの高度専門士課程^(注4)の該当性及び同課程に係る年齢別入学者数・卒業者数の把握(専修学校)

ア 本調査では、従前から、専修学校について、様式第14号により学科別に修業年限、生徒数等を把握しているが、本申請では、同様式に、①各学科が高度専門士課程に該当するか否かを記載する欄を追加するとともに、②前記(1)の年齢別入学者数及び年齢別卒業者数の把握と併せて、その内数として、高度専門士課程についても年齢別の人数を把握する計画である。^(注5)

(注4) 高度専門士課程とは、以下の要件を満たし、文部科学大臣の認定を受けたものをいう。

- ・修業年限が4年以上であること
- ・課程の修了に必要な総授業時数が3,400単位時間(124単位)以上であること
- ・体系的に教育課程が編成されていること
- ・試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること

(注5) 本申請では、これに伴い、集計事項についても変更する計画である

イ 文部科学省は、OECDに対して教育関連のデータ提供を行う際に、「国際標準教育分類」(ISCED)^(注6)に沿って分類を行っているが、これまで専修学校専門課程に係る人数については、課程の内容にかかわらず「ISCED5」(短期大学相当)として報告してきた。しかし、教育未来創造会議の第二次提言(令和5年4月27日)の中で「国際標準教育分類における高度専門士の位置付けの見直し」について提言を受けたことを踏まえ、専修学校専門課程のうち、高度専門士課程に係る人数については、今後「ISCED6(学士課程相当)」として報告することを予定している。

本申請で計画されている調査事項の追加は、この変更に対応するための情報整備として必要とされるものであり、前記(1)と同様、国際機関への統計データの提供拡大の取組の一環として、適当である。

(注6) 「国際標準教育分類」(ISCED)とは、学校教育におけるプログラムを、教育段階及び分野ごとに整理し、各国間で比較可能とする分類。ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)が決定するもので1970年代から作成され、最新のものは2011年にユネスコ総会で採択された。